

**昭和四十六年総理府・厚生省令第二号**

大気汚染防止法第二十一条第一項の規定に  
基づく自動車排出ガスによる大気の汚染の  
限度を定める省令

大気汚染防止法第二十一条第一項の規定に基  
き、大気汚染防止法第二十一条第一項の規定に基  
づく自動車排出ガスによる大気の汚染の限度を定  
める命令を次のように定める。

(大気の汚染の限度)

**第一条** 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九  
十七号)第二十一条第一項の環境省令で定める  
限度は、一酸化炭素の大気中における含有率の  
一時間値(以下単に「一時間値」という。)の  
月間平均値百万分の十とする。

(測定等の方法)

**第二条** 一時間値の測定及び一時間値の月間平均  
値の算定は、次の各号に定めるところによる。  
一 一時間値の測定は、非分散形赤外分析計法  
による一酸化炭素測定器を用いて、大気を連  
続して吸引して行なうこと。

二 一時間値の月間平均値の算定は、総有効測  
定時間の測定値の算術平均によること。この  
場合において、当該総有効測定時間数は、四  
百八十時間以上であること。

**附 則**

この命令は、大気汚染防止法の一部を改正す  
る法律(昭和四十五年法律第三百三十四号)の施  
行の日(昭和四十六年六月二十四日)から施行  
する。

**附 則** (昭和四十六年七月一日総理府令第  
四一号)

この府令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年八月一四日総理府令  
第九四号)

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律  
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平  
成十三年一月六日)から施行する。

2 この府令の施行の日の前日において従前の環  
境庁の臨時水俣病認定審査会の委員である者の  
任期は、第一条の規定による廃止前の臨時水俣  
病認定審査会の組織等に関する総理府令第二条  
の規定にかかわらず、その日に満了する。